

政令第二百二十一号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する

政令

内閣は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律（平成二十七年法律第十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条（同法附則第十四条）を「第十九条（同法附則第九条第三項）」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十一号を削る。

(国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正)

第三条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(郵政民営化法施行令の一部改正)

第四条 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号中「及び附則第十条第三項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促

進に関する特別措置法施行令第一条の二第十一号に掲げる事業に係る資金について、日本電信電話株式会
社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六
号）第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理由

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。